

条例（素案）の検討委員会委員修正確認について

検討委員会委員確認【案】	事務局【案】	検討のポイント
<p>前文</p> <p>私たちのまち行田市は、豊かな自然と、埼玉県名発祥の地としての由緒ある歴史が息づくまちとして、先人たちの郷土愛とたゆまぬ努力により、現在まで受け継がれてきました。</p> <p>この住み慣れた地域で、その人らしく生活し、心豊かに暮らすことは、私たち市民の共通の願いです。</p> <p>しかしながら、障がいのある人は、障がいや障がいのある人への理解不足から生じる社会的障壁による困りごとを抱え、日々の生活の中で障がいを理由とした不利益な取扱いなどの差別を感じている場合も少なくありません。</p> <p>このため、全ての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組むことが必要です。障がいのある人もない人も、互いを理解し、思いやり、支え合うことで、<u>自分らしく生き生きと暮らせるどこに誰と暮らすか、どういう暮らし方をするか等を自分で決められる</u>共生のまち行田がつけられます。</p> <p>私たちのまち行田市は、<u>障がいがない人と同じように障がいのある人が平等に暮らせる為</u>、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進するため、この条例を制定します。</p>	<p>前文</p> <p>私たちのまち行田市は、豊かな自然と、埼玉県名発祥の地としての由緒ある歴史が息づくまちとして、先人たちの郷土愛とたゆまぬ努力により、現在まで受け継がれてきました。</p> <p>この住み慣れた地域で、その人らしく生活し、心豊かに暮らすことは、私たち市民の共通の願いです。</p> <p>しかしながら、障がいのある人は、障がいや障がいのある人への理解の不足又は偏見から生じる社会的障壁による困りごとを抱え、日々の生活の中で障がいを理由とした不利益な取扱いなどの差別を<u>受けている</u>と感じている場合も少なくありません。</p> <p>このため、全ての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組むことが必要です。障がいのある人もない人も、互いを理解し、思いやることで、「<u>自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち行田</u>」がつけられます。</p> <p>私たちのまち行田市は、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進するため、この条例を制定します。</p>	<p>※事務局の意見をもとに委員の皆様のご意見をお願いします。</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の地域福祉推進計画の基本目標である「誰もがお互いに支え合い、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち行田」を明記することで市の福祉計画と関連していることを明確にした方が良いと考えるが、いかがか。 ・「平等に」と「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく」は同じ意味であるため、いずれか一方が良いのではないか。その場合、後者の方がわかりやすい（噛み砕いた）表現と考えるが、いかがか。
<p>（目的）（案）</p> <p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の趣旨を踏まえ、本市における障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めることにより、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、<u>平等に互いを</u>に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に資することを目的とする。</p>	<p>（目的）（案）</p> <p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の趣旨を踏まえ、本市における障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めることにより、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に資することを目的とする。</p>	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平等に」と「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく」は同じ意味であるため、いずれか一方が良いのではないか。その場合、後者の方がわかりやすい（噛み砕いた）表現と考えるが、いかがか。

(定義) (案)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 障がいを理由とする差別 障がいのある人に対し、**障がいがない人と違う**~~不当な差別的取扱い~~をすること及び合理的配慮の提供をしないことにより、障がいのある人の権利利益を侵害することをいう

(4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのある人に対して**次に挙げる事項を**不利益な取扱いをすることをいう。

- 直接差別
- 間接差別
- 関連差別
- 複合差別

定義を入れるべき。

(5) 合理的配慮の提供 障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（本人の意思表示が困難な場合に、障がいのある人の家族、支援者・介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の**性別、年齢及び障がい**の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を提供することをいう。

(定義) (案)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）~~、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）~~に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 障がいを理由とする差別 障害のある人に対し、不当な差別的取扱いをすること及び合理的配慮の提供をしないことにより、障がいのある人の権利利益を侵害することをいう。

(4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのある人に対して不利益な取扱いをすることをいう。

(5) 合理的配慮の提供 障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（本人の意思表示が困難な場合に、~~障害のある人の~~家族、支援者・介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の**性別、年齢及び障がい**の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を提供することをいう。

【事務局】(3)について

・「障がいがない人と違う」を明記し限定することで、「障がいのある人」から「障がいのある人」への差別（障がいの程度によつての差別等）が含まれなくなってしまうため、原案のとおりでいかがか。

【事務局】(4)について

・「間接差別」「関連差別」「複合差別」については、
* 対象範囲が曖昧であり、その具体例についても十分に説明されていないこと。このため、第3章（あつせん、勧告、公表等）の実務上も支障が生じること
* 上位法である障害者差別解消法や障害者雇用促進法で規定されていないこと（整合がとれなくなること）
等から、実効性のある禁止規定を設けることが困難であるため、本条例においては「直接差別」のみを規定する原案のとおりとし、今後の相談事例や裁判例の集積などに努めることはいかがか。

<p>(6) 行政機関等 障害者差別解消法第2条第3号の行政機関等(市を除く。)をいう。</p> <p>(7) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者(市及び行政機関等を除く。)をいう。</p> <p>(8) 市民 市内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは市内に通学する者をいう。</p> <p>(9) 正当な理由 障がいのある人に対して、障がいを理由として、財・サービス又は各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと認められる場合をいう。</p>	<p>(6) 行政機関等 障害者差別解消法第2条第3号の行政機関等(市を除く。)をいう。</p> <p>(7) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者(市及び行政機関等を除く。)をいう。</p> <p>(8) 市民 市内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは市内に通学する者をいう。</p> <p>(9) 正当な理由 障がいのある人に対して、障がいを理由として、財・サービス又は各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと認められる場合をいう。</p>	
<p>(基本理念)(案)</p> <p>第3条 障がいを理由とする差別の解消の推進による共生社会の実現は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)のもとに行わなければならない。</p> <p>(1) 障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、<u>教育・就労・結婚・育児等の人生の過程においてもその時の尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。</u></p> <p>(2) <u>障がいがある人が、どこで学び、どこで誰と暮らし、どこで仕事するかなどの自己選択、自己決定を尊重すること。</u></p> <p>(3) <u>障がいがある人の意思が尊重されるように支援を行うこと。</u></p> <p>(4) 障がいを理由とする差別は、障がい及び障がいのある人に関する理解の不足又は偏見から生じ得ることから、全ての人が障がい及び障がいのある人に関する理解を深める<u>学校教育や社会教育</u>の必要があること。</p>	<p>(基本理念)(案)</p> <p>第3条 障がいを理由とする差別の解消の推進による共生社会の実現は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)のもとに行わなければならない。</p> <p>(1) 障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。</p> <p>(2) <u>障がいのある人がどこで誰と生活するか、どのように学び、就業するか等について、障がいのある人やその家族等の選択や意思決定を尊重すること。</u></p> <p>(3) <u>障がいのある人やその家族等の選択や意思が尊重されるよう、必要な支援に取り組むこと。</u></p> <p>(4) 障がいを理由とする差別は、障がい及び障がいのある人に関する理解の不足又は偏見から生じ得ることから、全ての人が障がい及び障がいのある人に関する理解を深める必要があること。</p>	<p>【事務局】(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重複するため、(2)で併せて記載することでいかがか。 <p>【事務局】(2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、文言を微修正した上で、左記のように規定するのでいかがか。 (学びや仕事について「どこで」とすると場所に限定されるが、学び方や働き方についても自由な選択や意思決定がなされるべきと考えることから「どのような」に修正) <p>【事務局】(3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、文言を微修正した上で、左記のように規定するのでいかがか。 <p>【事務局】(4)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育や社会教育」とすると教育場面に限定されてしまいが、教育場面以外でも理解を深めることが重要と考えることから、全般について記載すべき「基本理念」の項目においては、原案のとおりでいかがか。

<p>(5) 障がいのある人もない人も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重すること。</p> <p>(6) 障がいがある人がいる家族に対しても差別や偏見を受けずに、障がいのある人がいない家族同様に安心して暮らせる権利を有すること。</p> <p>(7) 社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民にとって有益であることを認識し、共生社会の実現に向け、相互に協力すること。</p>	<p>(5) 障がいのある人もない人も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに<u>その人格と個性を尊重</u>すること。</p> <p>(6) 社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民にとって有益であることを認識し、共生社会の実現に向け、相互に協力すること。</p>	<p>【事務局】(6)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(3) で併せて記載することでいかがか。 (本条例の趣旨や対象範囲を明確にするとともに、第3章のあっせん・勧告・公表を的確に行う観点から、差別禁止の対象範囲を障がいのある人に対する直接差別とさせていたいただきたいが、いかがか (第2条(4)参照)。
<p>(市の責務) (案)</p> <p>第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、事業者、市民、埼玉県その他の関係者と連携し、協力を図るものとする。</p> <p>3 市は、関係団体と連携し、この条例の普及を図るものとする。</p> <p>(事業者の責務) (案)</p> <p>第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるものとする。</p> <p>2 事業者は、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。</p>	<p>(市の責務) (案)</p> <p>第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、事業者、市民、埼玉県その他の関係者と連携し、協力を図るものとする。</p> <p>3 市は、事業者、市民その他の関係者と連携し、本条例の普及を図るものとする。</p> <p>(事業者の責務) (案)</p> <p>第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるものとする。</p> <p>2 事業者は、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、本条例の普及に関し、市に協力するものとする。</p>	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、文言を微修正した上で、左記のように第3項を規定するのでいかがか。(表現ぶりは第2項と統一)。 ・これに併せて、「第5条 事業者の責務」、「第6条 市民の責務」についても、対応する項目を入れるのでいかがか。

<p>(市民の責務) (案)</p> <p>第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるものとする。</p> <p>2 市民は、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策及び事業者が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する取組に協力するよう努めるとともに、障がいのある人の意思を尊重しつつ、障がいのある人の自立及び社会参加への支援を主体的に行い、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の責務) (案)</p> <p>第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がい及び障害のある人に対する理解を深めるものとする。</p> <p>2 市民は、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策及び事業者が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する取組に協力するよう努めるとともに、障がいのある人の意思を尊重しつつ、障がいのある人の自立及び社会参加への支援を主体的に行い、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、本条例の普及に関し、市に協力するものとする。</p>	
<p>(不当な差別的取扱いの禁止) (案)</p> <p>第8条 何人も、障がいのある人に対し、障がいを理由とする不当なして、障がいがない人と違う主に次の差別的取扱いをすることにより、その権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 障がいがあるだけで差別しないこと。</p> <p>3 入園・入学・入社を拒否しないこと。また、入園・入学の時に家族に過度な負担を求めないこと。</p> <p>4 明確な理由もなく治療や入院を拒否しないこと。</p> <p>5 障がいのない人と異なる治療や入院をさせないこと。</p> <p>6 売買や契約、その他サービスを拒否しないこと。</p> <p>7 車いす利用者や介助犬を同伴しての入店を拒否しないこと。</p> <p>8 生活のあらゆる場面で障がいがある人の意思や権利を侵害しないこと。</p> <p>9 2から8項目以外の不当な差別については、障害者権利条約や障害者差別解消法、その他諸法令等に定めた事項に抵触しないこと。</p>	<p>(不当な差別的取扱いの禁止) (案)</p> <p>第8条 何人も、障がいのある人に対し、教育、雇用をはじめとしたあらゆる生活場面において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。</p>	<p>【事務局】</p> <p>・ご指摘を踏まえ、第3条(2)(基本理念)に対応する形として、左記のとおり規定することで、いかがか。</p> <p>(個別の事業分野の一部を項建てで列挙することは、かえって差別の対象が限定される印象になると考えられるが、いかがか。今後、条例の施行に併せ、国や県のガイドライン等を周知するほか、第11条による情報収集をした上で、必要に応じて検討することでいかがか。)</p>

<p>(合理的配慮の提供) (案)</p> <p>第9条 市は、その事務又は事業の実施に当たり、<u>障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(本人の意思表示が困難な場合に、障害のある人の家族、支援者・介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。)</u>があった場合に、<u>実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮の提供を行わなければならない。</u></p> <p>2 事業者は、その事業の実施に当たり、<u>障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(本人の意思表示が困難な場合に、障害のある人の家族、支援者・介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。)</u>があった場合に、<u>実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮の提供を行わなければならない。</u></p>	<p>(合理的配慮の提供) (案)</p> <p>第9条 市は、その事務又は事業の実施に当たり、<u>障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(本人の意思表示が困難な場合に、障がいのある人の家族、支援者・介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。)</u>があった場合に、<u>実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮の提供を行わなければならない。</u></p> <p>2 事業者は、その事業の実施に当たり、<u>障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(本人の意思表示が困難な場合に、障がいのある人の家族、支援者・介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。)</u>があった場合に、<u>実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮の提供を行わなければならない。</u></p>	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条(定義)において規定済みだが、ご指摘を踏まえ、再掲することでいかがか。
<p>(相互理解の促進) (案)</p> <p>第12条 市は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別を解消することの重要性に関する市民及び事業者の理解と関心の増進が図られるよう、障がい及び障がいのある人に関する知識の普及啓発のための広報活動その他の啓発活動を<u>計画的に</u>推進するものとする。</p> <p>2 市は、<u>あらゆる分野で障がいのある人と障がいのない人が一緒に活動のとの交流の機会がの創出</u>その他必要な取組により、その相互理解を促進するものとする。</p> <p>3 障がいのある人もない人も、相互に理解を深め、共生社会の実現に努めるものとする。</p>	<p>(相互理解の促進) (案)</p> <p>第16条 市は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別を解消することの重要性に関する市民及び事業者の理解と関心の増進が図られるよう、障がい及び障がいのある人に関する知識の普及啓発のための広報活動その他の啓発活動を<u>計画的に</u>推進するものとする。</p> <p>2 市は、<u>あらゆる分野において、障がいのある人と障害のない人が一緒に活動や交流する機会を創出することとの交流の機会がの創出</u>その他必要な取組により、その相互理解を促進するものとする。</p> <p>3 障がいのある人もない人も、相互に理解を深め、共生社会の実現に努めるものとする。</p>	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり追記することでいかがか。 ・ご指摘を踏まえ、文言を微修正した上で、左記のとおり規定するのでいかがか。
<p>(教育) (案)</p> <p>第13条 市は、障がいのある児童及び生徒が、障がいのない児童及び生徒とともに、その特性を踏まえた十分な教育システムを受けられるようにするために必要な施策を推進するものとする。</p> <p>2 市は、障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒との交流の機会の創出その他必要な取組により、障がい及び障がいのある人に対する理解を促進するものとする。</p>	<p>(教育) (案)</p> <p>第17条 市は、障がいのある児童及び生徒が、障がいのない児童及び生徒とともに、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために必要な施策を推進するものとする。</p> <p>2 市は、障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒との交流の機会の創出その他必要な取組により、障がい及び障がいのある人に対する理解を促進するものとする。</p>	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項は障がいのある子ども、障がいのない子どもが共に学ぶ教育システムである「インクルーシブ教育」について規定したものであるため、原案のとおりでいかがか。 (その旨を逐条解説にて丁寧に説明することでいかがか)